

木更津自衛隊協力会規約

(名称)

第1条 本会は、木更津自衛隊協力会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の属する事業所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、木更津市と自衛隊との相互理解を深め親睦をはかり、もって自衛隊および木更津市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自衛隊に対する理解および防衛思想等の普及をはかるための諸行事。
- (2) 自衛隊員の激励および慰問。
- (3) 自衛隊の行事、隊員の福祉厚生および除隊者等の就職援護に対する協力。
- (4) 会員相互の親睦および会員と隊員との交歓をはかるための諸行事。
- (5) 自衛隊の協力により木更津市の発展に寄与する諸施策の推進。
- (6) その他本会の目的を達するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同して入会した団体および個人をもって構成し、個人加入者を正会員とし、団体加入者を特別会員とする。

(会費)

第6条 会員は、次により一口以上の会費を納めるものとする。

年額	正会員	一口	2,000円
	特別会員	一口	2,000円

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名（会計理事を含む。）
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 必要に応じ、顧問および参与をおくことができる。

2 役員は総会において選出する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は常務を処理する。
- (4) 理事は本会の事業の遂行をはかる。

- (5) 監事は本会の会計および事業の執行状況を監査する。
- (6) 顧問および参与は、本会の重要事項について会長の顧問に応ずる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および理事会とし会長が招集する。

- 2 総会は毎年1回以上、理事会は必要に応じ開催する。
- 3 総会は本会の事業計画、予算、決算その他重要事項を審議する。
- 4 理事会は総会において決議された事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項その他会務の執行に関する事項を審議する。
- 5 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入金をもってこれにあたる。

- 2 本会の経費は、毎年4月に徴収する。ただし、新規加入者の会費は入会るとき徴収する。

(会計年度)

第12条 本会の事業年度は毎年4月1日をもって始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和38年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年8月8日から施行する。

附 則

- 1 第6条の規定にかかわらず、令和3年度の会費については徴収しないものとし、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この規約は令和3年6月18日から施行する。